

令和 7 年度版

米子市リサイクル推進員 活 動 の 手 引 き

目 次

ページ

1 制度の概要..... 1

- (1) 制度の目的
- (2) リサイクル推進員とは
 - ア 委嘱
 - イ 任期
 - ウ 定数

2 具体的な取組について..... 2

- (1) 家庭ごみの正しい出し方の指導・啓発
- (2) ごみの減量と再資源化の推進
- (3) 清掃活動や市が行う行事等への参加
- (4) 市と地域との連携のパイプ役

＜参考＞米子市のリサイクルとごみの減量化 4

- (1) 家庭用生ごみ処理機等購入費補助
- (2) 小型家電リサイクル
- (3) リユースショップの活用の促進
- (4) リユース活動の促進
- (5) おいしいとっとり30・10食べきり運動の実施
- (6) とっとりフードドライブの実施、フードバンクポストの設置

米子市リサイクル推進員制度について

1 制度の概要

(1) 制度の目的

米子市は、次の世代に良好な環境と貴重な資源を残すため、ごみの減量化と再資源化により環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指しています。そのためには、市民一人ひとりのご理解やご協力とともに、地域ぐるみでの主体的な活動が不可欠です。

米子市リサイクル推進員制度は、自治会から推薦された方々をリサイクル推進員として委嘱し、各地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の活動のリーダー的役割を担っていただくことで、快適な生活環境づくりを市民と行政が協働して効果的に進めていくことを目的とした制度です。

(2) リサイクル推進員とは

行政や地域と連携を図りながら、地域でのごみの適正な排出や減量、リサイクル等の取組の中心となるリーダー役として活動していただく方です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8に規定する「廃棄物減量等推進員」を米子市ではリサイクル推進員と呼んでいます。

《参考》

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

ア 委嘱

社会的に信望があり、かつ一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する方のうちから、各自治会の推薦を受けた方に市長が委嘱します。

イ 任期

2年間です。(現在の方の任期は令和7年4月1日～令和9年3月31日)

※ 途中で交代された場合、後任の方の任期は、前任の方の残任期間になります。

ウ 定数

地区における世帯数に応じて、米子市リサイクル推進員実施要綱で定めています。

※ 定数を超える推薦をいただいた場合は、補助者として活動していただいています。

2 具体的な取組について

ごみ置場の管理や地域環境の美化活動等については、各自治会によって取組方が異なり、リサイクル推進員、環境委員、班の当番等の役割についてもそれぞれの自治会で決めていただいています。

ここではご協力いただきたい活動の例を掲げていますが、リサイクル推進員がこれら全てを行わなくてはならないわけではありません。それぞれの自治会・地域で話し合い、役割分担する等、お互いに協力しながら活動を進めてください。

なお、リサイクル推進員として活動を行うときには、推進員証を携帯し、腕章を着用してください。

(1) 家庭ごみの正しい出し方の指導・啓発

資源化できるものでも、それ以外のものと一緒に混ぜて出されると、適正な処理ができなかったり、再利用が困難になったりします。再資源化のためには分別を徹底することが非常に大切です。ごみの分別や出し方についてよく理解し、間違っていない方等への指導・啓発をお願いします。

《取組例》

- ごみ置場の見回りや点検を行う。
- ごみ置場の清掃や清掃当番の実施。
- イエローシールを貼って残されたごみを整理する。

※ごみ置場整理の際の注意

- ① 置場に出されたごみ袋の中身を確認する場合は、収集業者がイエローシールを貼って残したものだけにしてください。

収集業者が残す前に、地域の方がごみの中身を確認し、整理等されると、適正な排出の啓発にならないばかりか、プライバシーをめぐるトラブルにも発展しかねません。ごみ袋の中身を見る場合は、収集業者が残したものだけにしてください。

- ② 不適正に排出されたものを整理する場合は、置場整理用のごみ袋を使用してください。置場整理用のごみ袋は通常の指定ごみ袋と同じものであり、ボランティアで周辺地域を清掃するとき等に使用するボランティア袋とは異なりますのでご注意ください。

※置場整理用のごみ袋は、自治会長からの申込みでお渡ししていますので、自治会長にご相談ください。

- ③ イエローシールを貼って残されたものについて、分別が簡単なもの等は、分別をした上で、置場整理用のごみ袋で次回の収集日に出していただけると助かりますが、そういったことが難しい場合は米子市クリーン推進課にご連絡ください。一定の啓発期間をおいた上、クリーン推進課が収集に伺います。ただし、交通上不便があったり、放置すると危険がある場合等は、直ちに収集を行います。

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

自ら減量化の取組を実践するとともに、減量化の手法等について啓発活動をお願いします。

《取組例》

- 生ごみ処理機や生ごみ処理容器を使用する。
- 家電製品は不燃ごみとしてではなく、小型家電リサイクルとして排出する。
- 不要になったものを、リサイクルショップや店頭回収店舗に持ち込む。
- 不要になったものを、地域情報サイト「ジモティー」やリユースプラットフォーム「おいくら」などを利用して、リユースする。
- 外食時の食べ残しの削減を図る。
- 家庭などで余っている食品を寄附する。
- 集団回収での積極的な回収に協力する。
- 生ごみの水をよく切る。
- 紙コップや割り箸等の使い捨てのものの使用を控える。
- 食べ残しを減らすよう心がける。
- 修理をして長く使う等、ものを大切にする生活を心がける。
- フリーマーケット等の利用、開催に協力する。
- エコマークやグリーンマークの付いた環境にやさしく再生利用された商品を積極的に利用する。

※●のものはP4, 5の<参考>にも記載しています。

(3) 清掃活動や市が行う行事等への参加

自ら積極的に清掃活動や市が行う活動等に参加するとともに、啓発活動をお願いします。

《取組例》

- 周辺地域のボランティア清掃を行う。
- 一斉清掃に参加する。
 - ・春と秋の市内一斉清掃（主催：米子市環境をよくする会）
 - ・中海・宍道湖一斉清掃（主催：鳥取県、島根県、米子市、松江市等）
 - ・今津・淀江・西原海岸一斉清掃（主催：淀江を美しくする会）
- 市が行う、ごみ減量、リサイクル、環境美化などに関するアンケートに協力する。
- 環境に関するイベントに積極的に参加する。

（４）市と地域との連携のパイプ役

ごみ等に関して、何か問題があった場合等は、情報提供をお願いします。

○不法投棄について

不法投棄を発見された場合は、ご連絡ください。

○ごみの持ち去りについて

米子市では、置場に出されたごみの持ち去りについて条例で禁止しています。

ごみの持ち去りを発見された場合はご連絡ください。

＜参考＞ 米子市のリサイクルとごみの減量化

ごみのリサイクルと減量化を進めるため、米子市では次の取組をしています。

（１）家庭用生ごみ処理機等購入費補助

米子市の可燃ごみの約３分の１を占める生ごみを減らすことは、ごみの減量化に取り組む上での課題のひとつとなっています。

そこで、市民の皆さんにご家庭で自主的に生ごみの減量・リサイクルに取り組んでいただくことを目的に、生ごみ処理機等購入費の補助を行っています。

補助金の額（購入金額の３分の１で、１００円未満は切捨て。）

（１）生ごみ処理機（電気式） 上限２０,０００円

（２）生ごみ処理容器（コンポスト容器・密閉式容器・生ごみ水切り容器）
上限３,０００円



⇒ 令和７年度の申込方法等の詳細は、クリーン推進課まで

（２）小型家電リサイクル

平成２５年４月からの小型家電リサイクル法施行に伴い、平成２６年１１月から一般家庭から排出されている小型家電を分別回収し、国の認定事業者引き渡し、リサイクルすることにより、希少な金属等の有用な金属の国内資源化を推進しています。

(3) リユースショップの活用促進

よなごリユースショップ認定制度を新設してリユースショップの情報を収集し、ホームページ等、市の広報媒体により周知します。(平成28年度から実施)

(4) リユース活動の促進

リユース活動の促進に向け、株式会社ジモティー（地域情報サイト「ジモティー」運営）および株式会社マーケットエンタープライズ（リユースプラットフォーム「おいくら」運営）と連携と協力に関する協定書を締結しています。

ごみの排出及びCO2の削減、循環型社会の形成を目指し、リユース活動を促進しています。

(5) おいしいとっとり30・10食べきり運動の実施

外食時の食べ残しなど「食品ロス」の削減を図ることを目的に、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しむ「おいしい！とっとり30・10（さんまる いちまる）食べきり運動」の啓発を鳥取県と県内市町村が連携して実施しています。

(6) とっとりフードドライブの実施、フードバンクポストの設置

家庭などで余っている食品を受付場所にご持参、寄附していただき、食糧支援団体に提供し、必要としているこども食堂や福祉施設等に届ける「とっとりフードドライブ」の取組を鳥取県と県内市町村が連携して実施しています。また、米子市役所本庁舎・米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）に「フードバンクポスト」を設置しています。

【 米子市 市民生活部 クリーン推進課 】

○廃棄物対策担当 ☎ 23-5300

○生活環境担当 ☎ 23-5259